

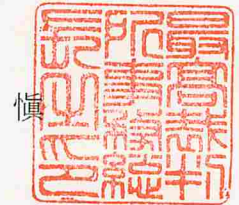
最高裁秘書第565号

令和3年3月3日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司 様

最高裁判所事務総長 中村



慎

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

司法修習生の基本給付金の金額を決定するに当たり、司法修習生の置かれている状況（裁判所法67条の2第3項）を最高裁判所がどのように勘案したかが分かる文書

(2) 苦情の申出がされた日

令和2年4月17日付け（同月20日受付）

2 答申番号

令和2年度（最情）答申第45号

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）